

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号105

許認可等の内容		認定を受けた長期優良住宅等計画の変更認定
根拠法令及び条項		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項
審 査 基 準	関係条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項、第2項、第3項
	基準 (未設定の場合は その理由)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定については、個票番号103の別紙とし、他の規定については法令で規定されたとおりとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	<ul style="list-style-type: none"> ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合書等を添付しない場合 総日数 50日 (休日は含まない。) ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合書等を添付した場合 総日数 7日 (休日は含まない。)
	設定等年月日	平成23年 4月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)